

半田市告示第1号

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次の事業計画を変更するため、当該事業計画の変更案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該事業計画の変更案について、半田市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月9日

半田市長 久世孝宏

1. 事業計画の種類及び名称

矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連 半田市公共下水道

2. 縦覧場所

半田市役所 水道部下水道課（庁舎2階）

3. 縦覧期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月30日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、水曜日は午後7時15分まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）